

平成29年度第2回市原市入札監視委員会定例会 議事要旨

- 1 日 時 平成30年2月1日(木) 午後2時00分～午後4時00分
- 2 場 所 市原市役所 302会議室
- 3 出席者 委員 河邊委員長、小賀野委員 中曾根委員
説明員(契約検査課) 切替課長、室前課長補佐、中嶋係長、
藤井副主査
(道路建設課) 山崎課長補佐、中村係長、秋葉副主査
(八幡区画整理事務所) 太田所長、忍足係長、櫻井技師
(福増クリーンセンター) 明妻所長、高梨係長
(保育課) 中後課長、福田主事
(水道総務課) 齊藤課長 太田係長、多田羅主任、小島主事
(水道建設課) 平田課長、内田係長、内村副主査
- 4 配布資料 (1)抽出事案説明書
(2)指名停止の運用状況一覧表
(3)入札・契約制度の改善状況について
(4)入札方式別発注工事等一覧表
- 5 会議次第 (1)開会
(2)審議
①入札方式別発注工事等にかかる抽出事案の説明について
②指名停止の運用状況について
③入札・契約制度の改善状況について
(3)その他
(4)閉会
- 6 議事の概要 別紙のとおり

審議事項【(1)入札方式別発注工事等にかかる抽出事案の説明について】

① 建設工事・一般競争入札方式【青柳海保線（島野）箱型擁壁築造工事】

| 質 問 | 回 答 |
|--|---|
| <p>○擁壁を造る目的は何か。</p> <p>○箱型擁壁としたのはなぜか。</p> <p>○入札参加資格に等級格付けがAランクの者とあるが、難易度の高い工事なのか。</p> <p>○本路線は毎年同じ業者が請負っているのか。</p> <p>○道路を線路の上に造ることについて、権利関係はどのような手続きをしたのか。</p> <p>○入札が「無効」となっている業者がいるが、今後の競争性や公正性確保のため、業者に理由を説明すべきと考えるが、今回無効の理由等説明しているか。</p> | <p>○J R内房線と立体交差する道路の大型擁壁を築造するものです。</p> <p>○立体交差区間全体の、橋梁形式等も含めた経済比較により決定しました。</p> <p>○本工事は高さ10mを越える構造物を現場で築造するもので、特に品質管理に関してはコンクリートのひび割れ防止等に注意が必要な、難易度の高い工事です。また、工事エリアに隣接してアパート等の住居があり、振動や騒音対策等、施工上配慮すべき事項もあることから、入札参加資格に鉄筋コンクリート構造物の施工実績を求めるとともに、現場条件を踏まえた技術提案（簡易な施工計画）を求めています。</p> <p>○本事業は平成17年度から継続して整備を行っていますが、工事案件毎に入札を行っているため受注業者は異なります。ただし、入札の結果、同一業者が複数の工事を受注することはあります。</p> <p>○道路施設を鉄道用地に建設することについては「道路施設の存続中、無償で使用できる」という条項を加えた個別協定を鉄道事業者（J R東日本）と締結しています。</p> <p>○施工計画が、設計内容や現場状況を把握していない不適切なものであったため、無効とした旨、説明しております。</p> |

② 建設工事・一般競争入札方式【八幡宿駅東口区画道路6-19号線他道路築造工事】

| 質 問 | 回 答 |
|--|---|
| ○入札を1回取止めて、改めて入札に付しているが、その理由は。 | ○側溝の整備工事部分で、側溝の蓋を本来はコンクリートの蓋で積算しなければならない箇所をグレーチング蓋の単価で積算してしまったため、過大積算となっていることに公告直後に気づき、設計金額、予定価格に影響が出ているため、一旦入札を取止めました。その後、正しく設計し直し、再度入札に付した次第です。 |
| ○今回は応札前に気づいたということだが、積算ミスのまま入札が執行されることもあり得るといふことか。 | ○必ずチェックする体制をとっておりますが、今回は見過ごしてしまいました。このようなことがないように、再発防止に努め、さらにチェック体制を強化しました。 |
| ○落札額が最低制限価格と同額だが、どう考えるか。 | ○設計書（金抜き）や、予定価格、最低制限価格の算出方法、単価など公開データを分析し、積み上げることにより、最低制限価格を割り出せたのだと考えます。 |
| ○以前にも同様の案件を受注したことがある業者か。 | ○はい、今回が2回目です。 |
| ○図の青で示した従前地部分と赤で示した仮換地部分は同じ所有者か、その所有者は他の場所へ引越したのか。 | ○同一の所有者となります。この部分には貸倉庫が建っていましたが、当時は空き倉庫でした。 |
| ○八幡宿駅周辺の区画整理はいつ終了するのか。 | ○計画では、平成31年度中に終了する予定ですが、延長となる可能性があります。 |

③ 建設工事・随意契約方式【焼却施設定期修理（第一工場）】

| 質 問 | 回 答 |
|---------------------------------|---------------------------------------|
| ○随意契約の理由の1つに特許とあるが、特許の期間はいつまでか。 | ○給塵（ごみを送る）制御システムに関する特許で、平成29年の7月までです。 |

| | |
|--|--|
| <p>○次の契約の時は特許の期限が終了するので、違う業者でもよいか。</p> <p>○定期修理ということだが、前回と同じくらいの金額か。</p> <p>○産業廃棄物なども処理するのか。</p> <p>○一般廃棄物はすべてこの工場で処理するのか。</p> <p>○焼却熱を利用した売電をしているとのことだが、売電による収益は。</p> | <p>○随意契約の理由は、特許に関するだけでなく、設計、施工に携わった業者のため、複雑化した本施設の機能やシステム全体を熟知しており、焼却炉等の主要機器、燃焼制御等の計装の大半が独自のシステムであることから、この業者しかできないものと考えます。</p> <p>○部品の耐用年数により点検する箇所や、交換する部品も異なりますので、金額は変動します。</p> <p>○いえ、当施設は一般廃棄物の処理場です。</p> <p>○いえ、第一工場と第二工場で処理しております。</p> <p>○平成30年度は、約3,700万円を見込んでいます。</p> |
|--|--|

④ 測量・建設コンサルタント等業務・一般競争入札方式【特殊建築物等及び建築設備定期点検委託】

| 質 問 | 回 答 |
|---|---|
| <p>○参加資格を「市内」に限定していないのはなぜか。</p> <p>○実際に入札に参加した業者の地区区分は。</p> <p>○落札率が非常に低いですが、業務に支障はないか。</p> | <p>○市内で参加可能な業者は3者のみとなります。準市内、県内本店と広げますと参加可能業者は114者となりますので、競争性を確保するために市内に限定しませんでした。</p> <p>○A社は市内、B社は準市内、C～G社は市外です。</p> <p>○人件費が設計の75%を占めるが、繁忙期でない時期の受注で、経験豊富な資格者がいれば、効率よくこなすことにより人件費を抑えられたのではないかと推察されます。また、報告書による詳細な点検結果の報告を受けており、本業務は問題なく履行されています。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>○辞退している業者があるが、辞退理由は。</p> <p>○特殊建築物とはどのようなものか。</p> | <p>○辞退届によると、「業務過多のため」とのことですので、参加申請後、他の受注が入ったのではないかと考えられます。</p> <p>○学校や保育所、市民会館などの施設ですが、今回は保育所の定期点検を行ったものです。</p> |
|--|---|

⑤ 建設工事・一般競争入札方式【福増地先配水管布設替工事（H29）】

| 質 問 | 回 答 |
|---|--|
| <p>○工事の進行状況はどの程度か。</p> <p>○配水用ポリエチレン管の耐久性はどれくらいか。</p> <p>○総合評価落札方式結果調書における「企業の施工能力」の「過去3ヵ年度間の本市発注同一業種工事における工事成績評定の平均点」について、配点が6点というのは全体を占める割合としても大きい気がするが、どのような基準で配点しているのか。</p> | <p>○直径 75 ミリメートルの配水管の布設替えは完了しており、給水管の切替えを行っています。現在 40 箇所ほど終了しており、残りは 20 箇所ほどです。</p> <p>○100 年とは言われていますが、100 年間の暴露試験はされていません。そのため、100 年耐久性があるとは必ずしも言えません。しかし、今までの塩化ビニル製の管等と比べ、耐久性は優れています。</p> <p>○「市原市水道事業総合評価落札方式実施に関する事務処理指針」で評価項目、配点等の基準を定めています。この項目の 6 点を与える基準としましては、過去 3 ヵ年度間の工事成績評定点の平均点が 80 点以上であり、優良工事表彰の対象となります。企業の施工能力を正當に評価すると 6 点となりますが、このような業者は少ないです。工事成績評定点 75 点以上 80 点未満も優秀な工事となるため、4 点。工事成績評価点 70 点以上 75 点未満については、70 点を合格ラインとしていることから、2 点。成績評定点 65 点以上 70 点未満は 0 点。65 点未満については、施工レベルが低いとされるため、-2 点としています。この 5 段階方式で評価をしています。</p> <p>過去の工事をみることが、企業の施工能力をみる上で、客観的に数字で表すことができるので、このような配点としています。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>○入札参加申請者数が3者、入札参加者が1者で、2者が辞退となっているが、経過や辞退理由はわかっているか。</p> <p>○辞退した2者が落札業者に譲ったということは考えられないか。</p> <p>○A社は、同時期に他水道事業体の工事を本当に受注しているのか。</p> <p>○発注時期は適正か。受注者側としては受注しやすい時期なのか。</p> <p>○配水用ポリエチレン管布設ということだが、既設水道管を替えるということか。</p> <p>○既設管もポリエチレン管か。</p> <p>○ポリエチレン管は割れないのか。</p> <p>○石綿の安全性については大丈夫か。</p> | <p>○辞退理由については、A社が「他水道事業体発注工事と施工時期が重なり、手持ち工事等が多く、さらに工事等を受注することが困難となってしまったため」、B社が「積算の結果採算が合わないため」となっています。</p> <p>○辞退届に記載された理由のとおりだと認識しています。</p> <p>○そこまでは確認していません。 A社については、技術提案資料を提出してから辞退をしています。当該資料作成にはかなりの労力が必要であり、その内容を見ても、丁寧に作成しています。これらのことから、譲るとするような意図はなく、辞退理由にあるとおり、先に他水道事業体の工事受注が決まったからだと認識しています。</p> <p>○工事期間から逆算して発注をしており、年間の発注計画も立てています。この案件は8月着工ができる時期に発注をかけたものです。</p> <p>○既設管の布設替えです。</p> <p>○既設管は石綿セメント管です。衝撃に弱く、漏水が多く発生している管種です。</p> <p>○基本的に割れることはなく、伸縮性があります。石綿セメント管と比べると、強い管です。しかし、許容値を超えると破断することもあります。</p> <p>○吹付けアスベストとは異なり、石綿セメント管は飛散性ではありません。また、取扱資格を有する者が適切に撤去や運搬を行い、安定型最終処分場での処理となります。</p> |
|--|---|

審議事項【(2) 指名停止の運用状況について】

| 質 問 | 回 答 |
|------|-----|
| 特になし | |

審議事項【(3) 入札・契約制度の改善状況について】

| 質 問 | 回 答 |
|--|--|
| <p>○総合評価落札方式の本格実施の背景には品確法の改正が関係しているとのことだが、具体的にはどのようなことか。</p> | <p>○品確法とは正確には「公共工事の品質確保の促進に関する法律」と言いまして、過去にダンピング受注等による粗雑工事が課題となり、この法律が制定されました。近年では、若者の入職率の減少や地域インフラを支える企業の育成が課題となり、平成26年に公共工事の品質確保とその担い手の確保を目的として、この法律が改正されました。この改正では発注者の責務が明確化され、更なる品質確保の取組みが求められるようになりました。このため、価格と品質を評価する総合評価落札方式の対象工事の範囲等を見直し本格実施に移行したものです。</p> |